

參議院議員選舉近づく

● 参議院の性格

にして衆議院の優越性を認

めました。しかしこの優越性も兩院の意思が合致しないという特別の場合にはじめて認められることで、通常の場合は、兩院共に、同様に国政の方針を審議する権限と責任とがあるのであります。

参議院は才二院の性格を有するけれども、それは決して参議院を衆議院に比べ輕視したということではありません。

明治憲法では貴族院は練熟耐久、慎重の三つの方面から、国政の方針を審議するものとされましたが、この点においては、参議院と相通ずるものがあつたよう

然しながら明治憲法の下では貴族院は、その構成において公選の原則を採用しない特権のかつ封建的色彩が濃厚でありました、従つて

新憲法はこれを全然払拭しました、故に参議院は決して貴族院の継続ではなく全く新たに衆二院として創設されたものであります。

●参議院議員選挙の特色
参議院議員及びその選挙人の資格については、平等人の原則が守られ、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別されることなく、その選挙はあくまでも普通平等選挙が保障されています

議員定数は、全国を一選挙区として(全国区)この区域から選挙される全国選出議員百人と、各都道府県の区域を一選挙区として(地

才 18 号
 発 行 役 場
 佐 呂 間 町 人 長 一 郎
 発 行 人 長 一 郎
 佐 呂 間 町 長 給 木 長 一 郎
 編 集 土 田 正
 助 役 印 刷 所
 佐 呂 間 印 刷 所

の場合と異なつた特別の選

学区制を設けたこと及び議員の任期が衆議院と異なるのは、参議院は専門的、研究的立場において国政を審議するにふさわしい識見を

有する人材を全国的に又は府県ごとに広く選出させるためと、一旦選出されたものは身分的に安定してその職務に精励させるためで、これにより参議院の才二院としての特色を発揮させようとしたものであります。このようなわけで、参議院議員の通常選挙は定期的に行われ、昭和二十二年四月二十日に才一回の通常選挙が執行されて以来昭和二十五年六月四日に才二回及び昭和二十八年四月二十四日に才三回が行われて、今度七月八日に才四回の選挙が行われる予定であります。これに反し衆議院には解散

選錄人名傳二大、墨客重

ある者をあらかじめ登録しておいて、投票の際これと照合することによつて、選挙の公正を図るため作られる簿冊であります。いくつ

選挙権のあるものでも名簿に載っていないものは投票することができないから注意を要します。

選挙人名簿には基本選挙人名簿と補充選挙人名簿とがあり、基本選挙人名簿の特殊なものとして船員基本選挙人名簿があります。

この他公職選挙法以外の法律に基づく、例えば農業委員会法による農業委員選挙人名簿、漁業法に基づく海区漁業調整委員選挙人名簿等があります。

1 基本選挙人名簿 基本選挙人名簿は毎年一回選挙管理委員会が調製します、

れている欠格者を除きます

この場合年令については、その年の十二月二十日まで満二十才に達するものであれば登載されることになつてゐます。

無は、町の選挙管理委員会が便宜上皆さんから毎年申請書を提出していただき個々に調査して登録していますが、登録洩れや誤って登録することもあり得る誤です。そのため十一月五日から十九日までの十五日間役場で一般に縦覧させることになつています。もしも異議のある者はこの間に申し立てて修正して貰わなければなりません。この名簿はその年の十二月二十日確定し、その後一年間効力を有します。

2 補充選挙人名簿
この名簿は、基本名簿に登録洩れになつた者や、その

後にあらたに登載資格を得た者などを登録するために選挙があるたびに調整される名簿です。何日現在の資格のある者を載せるか何日までに調整し、何日間縦覧させるか等の手続は町選挙管理委員会が定めて告示すると共に各自治会長さんを通じて連絡することになっています。

この場合は、基本名簿の場合と違つて、登載資格のある人から申請書の提出がなければ登録されないのので、特に注意を要します。

● 投票と開票

①投票の方法　投票は、投票区ごとに行われます。町では九投票区に分け、一投票区に一九所宛の投票所を設けています。

投票は一の選挙につき一人一票であります。投票に関する事務を管理するため投票管理者が任命され、また投票の公正を図るために有権者の中から三人ないし五人の投票立会人が選ばれることになっています。

投票所は、選挙当日原則として午前七時から午後六時まで開かれており、選挙

人はこの間に投票所に行き名簿と照合を受けたうえ投票用紙に候補者氏名を自書して投票箱に入れます。

投票の特殊なものとして次のようなものがあります。

A 不在者投票 選挙当日に投票する理由によつて自分で投票所に行くことのできない人のために、不在者投票の制度が認められています。

(1) 選挙人が投票当日その属する投票区のある郡市の区域外(常呂郡以外の市町村)において職務に従事中であるもの。

(2) やむを得ない用務又は事故のため、その属する投票区のある郡市の区いき外(前号に同じ)に旅行又は滞在中のもの、たとえば冠婚葬祭とか交通事故のような場合。

(3) 病氣、負傷、妊娠、不具のため歩くことが著しく困難であるもの、又は監獄や少年いんなどに收容されているもの。

(4) 交通が非常に困難な島その他の地域(その地域については総理府令で指定されている)に居住中もしくは滞在中又はその地いきて仕事に従事中のもの。

これらの事由に該当する者は選挙の期日の公示又は告示された日から選挙の期日の前日まで不在者投票管理者に申出て不在者投票を行うことができる。

投票の不正を防止するためには必要最少限度の手続を必要としますが、それほど面倒なものでもないので、せつかく設けられた制度を十分活用していただきたいと思ひます。なお詳細については選挙管理委員会に問合せて下さい。

B 点字投票 盲人で点字によつて投票しようとする場合は、投票管理者にその旨申し立てればよい。

C 代理投票 身体の故障又は文盲のため自分で書けない人は、投票管理者に申し出て、代つて書いてもらうことができます。この場合投票管理者は二人の補助者を選んで一人に書かせ他の一人に立ち合わせます。

(一) 開票 開票は開票区ごとに行います。佐呂間町の場合町全体を一開票区とし開票所を町議会議事堂に設置します。

開票区の事務を管理するた

め開票管理者が任命され、又開票事務の公正を期するため候補者の選んだ開票立会人が開票に立ち会うことになつています。

無効投票とされるのは次のとおりです。

(1) 正式の投票用紙を使つてないもの。

(2) 候補者でないものの氏名を書いたもの。

(3) 一枚の投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの。

(4) 候補者の氏名の外に、他の事を書いたもの。ただし敬称、職業、身分などを

書いたものはよい。

(5) 候補者の氏名を選挙人が自分で書いたものでないもの。

(6) 誰れを書いたのかはつきりしないもの。

公明選挙運動推進計画

町選挙管理委員会では七月八日に執行を予定されている参議院議員の選挙にあたり次の公明選挙運動推進計画を樹て強力に運動を展開すると共に有権者一般の協力を要望しています

計画の内容

実施項目 町選挙管理委員会、教育委員会、町各課等をもつて選挙啓発普及本部を設置

一、町私報利用選挙入場券

二、文書による啓

三、チラシ

四、模範電報

五、視覚による啓

六、懸垂幕職等

七、広告塔

八、公明選挙のバ

九、凸版利用

十、四聴覚による啓

1、共同選挙管理委員長の談話その他随時連日中

2、ラジオ映画館の協力を求め啓発宣伝

3、選挙町選挙管理委員会に選挙相談所を設け公示後直

4、選挙人の相談質疑に応ずる

5、その他

6、その他

納税は組合つくつて

気軽に完納

納税貯蓄組合続々誕生

あなたの町税あなたに還る

町の予算が、町民が納めた税金が、どの様に使はれて

いるかは先般部落懇談会の

際配布した絵で見る税金の

ゆくてで充分推察されるこ

とと思ひます。

即ち「こぞつて納税伸び行

く郷土」の所以がこゝにあ

るわけで「おいらの町はお

いらの手で」の意欲で各地

に於て統々納税貯蓄組合を

結成されつゝあることは町

発展の根本基礎を磐石とす

るものにして誠によろこば

しい限りである。

組合長氏名	加入員	名称
界之吉 蔵	10	北海紡績納税貯蓄組合
好常 道	14	鈴木木材
橋本 上	19	西富才四
村上	15	村上木材



水稻温冷床設置注意報

農 産 係

本年度長期予報から見ても、水稻に於いて注意を要する事項は次の通り

- 1、稲作様式は保護苗栽培に最も重きを置き水苗代は予備苗程度に止め直播の場合は早生種、又は耐冷性品種を採用すること。
- 2、発芽の整一を図るため必ず選種を行い同時に種子消毒を励行すること、直播のものは従来選種にあまり重きをおかずこの結果として適量以上を使用している向きが相当あるが特に今年は、五月下旬からの低温により苗腐敗病の発生が予想されるので必ず選種を実施して適正播種量を保つようすること。
- 3、長期予報によると育苗期間中は気象の変化が大きい模様なので、育苗に困難をともない、苗の発生が憂慮される従って播種量は六合以上の厚播をさけて発芽を整一ならしめ、育苗管理には灌水、障子の開閉等周到なる注意の下に健苗育成につとめること。
- 4、初期生育の促進をはかるため、基肥の一部は表肥施肥とし移植に当つては苗の根を傷めぬようにし、苗舟利用等による浅植を行うこと。
- 5、今夏の不順がちな気象予報にそなえて水温上昇施設の設置及び深き水灌漑の実施できるような、高畦造成につとめること、なお灌排水溝の清掃を行うこと。
- 6、苗代期及び移植期前後において、イネヒメハモグリバエの常発地帯では特に注意し稲泥負虫の防除も早期に行なうことが必要である

若里の字地番変更について

若里以外の各部落についていたゞめ研盟に一番があらは昨年四月一日字地番の改訂が行はれたが若里部落のみ連絡測量の関係で残つておつたところ本年四月一日から次の要領で変更された一、字名について
元地番四二六番地外三筆がケロチ、四八九一番地外二筆がケロチ原野、五〇〇番地外四筆が計呂地となつていたものを全部若里と変更されたこと。
二、地番について
地番は附与の都度附番され

「若里原野××番地」や「若里×線×野××番地」等は使用されない様になつた。

佐呂間町商工会 納税貯蓄組合結成さる

佐呂間町商工会では去る四月一日町議事堂に於て臨時總會を開催し事業資金の確保と町税の完納を協議したところ町税は町発展の原動力であり町あつて町民の生活の安定と向上のあることに思を致し全員納税貯蓄組合を結成することになり結成の方法など討議の結果全地域を一納税貯蓄組合とする人員も多く運営が困難なので八地区に分割名称も商工会の名にふさわしい佐呂間町商工会才一納税貯蓄組合から佐呂間町商工会才八納税貯蓄組合までと決定規約役員等は各地区毎に納税貯蓄組合結成總會を開催協賛決定することとし全員肩うに固い決意を秘め散会したついで四月三日より四月十日迄の間地区毎に總會を開き商工会員全員参加の下に次の如く納税貯蓄組合が結成され昭和三十一年度分の町税から活発なる活動を開始することになつた。

組合員氏名	加入人員	地域	組合員氏名
片平 徳治	19	西町 宮下町	佐呂間町商工会才一納税貯蓄組合
菊地 辰次郎	17	仲町 上町	才二
太知 勝次郎	18	元町	才三
豊田 通真	13	横町	才四
早稲田 喜三郎	21	中央町	才五
藤原 喜静	17	二六町	才六
鈴木 伊藤	11	旭町 日の出町	才七
	18	下町	才八

管内六、七月の天気予報

網走測候所発表の六月、七月には一時北方の高気圧がのちのち前線の北上することあり、下旬は高気圧が南偏して一時梅雨型が崩れそうです、主な気圧の谷は旬初め頃、中旬半は頃及び下旬半は頃になりましう天気は内陸では晴れたり曇ったり沿岸地方は曇り勝ちでしょうなお谷の通過時は荒模様となりましう。気温は並かやゝ低目になりましう降水量は全般にやや多く月半は頃に多いでしう七月：上旬は尚梅雨型の

佐呂間中学校一年生の作品

指導 佐藤 きみ

詩

おい空!!おれはほんの少しの場所しか見えないが前はどこなんが見える太陽の光を浴びて下界を見たら……
どんなであつた
おい!!聞いたらなんとか答えてくれ。

一A 石村 忠昭

俳句

評 言葉は乱暴ですが未知なる世界の探究心に燃えている疑問の多い生徒程広い翼をもつて活動することでしょう
青々と五月の空にこいのぼり
一A 弘内 美恵子

短歌

ほろ／＼とさくら散りゆくせゝらぎは
木々の若芽が香うこの里
道北にさきがけて咲く白き花
谷間に一つ静かに散りゆく
一A 鈴木 謙三

俳句

きみよむ

気圧配置が続きましうが、中旬には本邦は中緯度高気圧の勢力下に入りましう、しかし中旬にも本道は前線が現われやすいでしう、主な気圧の谷は上旬末と下旬初めと終り頃になりましう、天気は月半ば頃には比較的よい天氣の続く日がありましうが月全体とし

四月行事表

- 1日 商工会臨時總會開催
- 2日 昭和三十一年度靖國神社参拝遺族出席
- 2日 農業労働者災害補償制度説明会並に受入調整打合せ出席のため川崎書記北見市へ
- 7日 ブロック助役会議出席のため土田助役遠軽町へ
- 8日 佐呂間市街補助員、火防、衛生補助員會議開催 於議事堂
- 9日 自衛隊員募集宣伝映画會開催 於議事堂
- 9日 昭和二十九年年度決算委員會 於委員室
- 9日 市町村畜産事務担当者會議出席のため上川技師留辺蘂町へ
- 10日 日本住宅公同特
- 11日 町政部落懇談會開催 於北部落
- 12日 遠軽地区町村長會議出席のため船木町長遠軽町へ
- 13日 昭和三十一年度農業獎勵會議開催 於議事堂
- 14日 電気利用組合役員會於委員室
- 16日 町政部落懇談會開催 於知来
- 17日 漁組婦人部結成大會開催 於漁組
- 19日 昭和三十一年度開拓地營農促進打合せ出席のため市川書記網走市へ
- 19日 町政部落懇談會開催 於富武士
- 19日 管内沿岸漁業振興対策才三回協議會出席のため

ては例年よりやゝ悪くなりましう、気温は上旬は低く中旬には上昇ましう、その後は尚変動が大きく月平均では並かやや低くなりましう、降水量は全般にやゝ多く処によつてはかなり多くなり地いつの豪雨が懸念されます。

- 20日 町政部落懇談會開催 於浪速
- 20日 衛生指導員會議開催 於委員室
- 21日 戸籍事務協議會臨時總會出席のため中村主事北見市へ
- 22日 町政部落懇談會開催 於幌岩
- 23日 風車による発電施設現地調査のため相田課長女満別町へ
- 23日 綜合開發期成會出席のため土田助役留辺蘂町へ
- 24日 遠軽地区ブロック畜産事務担当者會議出席のため上川技師白滝村へ
- 25日 佐呂間高等學校校長送會開催 於議事堂
- 25日 教育委員會開催 於
- 1日 日赤募金協議會開催 於佐呂間消防會館
- 5日 佐呂間季節保育所入所式 於保育所
- 7日 選挙事務管理、参議會議員選挙、公明選挙推進會議出席のため宮崎主事佐藤昇書記網走市へ
- 8日 中小企業経営合理化講演會開催 於議事堂
- 10日 火災予防デー 於町内一円
- 8日 市町村共募社協研修協議會出席のため中村主事旭川市へ
- 9日 道有貸付牝牛飼養管理組合連合會定期總會出席のため上川技師網走市へ
- 10日 火災予防デー 於町内一円
- 26日 入殖者選考部會出席のため市川書記網走市へ
- 27日 若里地区土地改良懇談會開催、町長、佐藤、相田課長出席
- 27日 佐呂間地区森林愛護組合會議開催 於議事堂
- 28日 知来才二地区農事懇談會開催、町長外出
- 28日 山火予防打合せ出席のため土田助役、佐藤課長富武士へ
- 30日 電気利用組合、文化振興會總會 於議事堂
- 30日 方面教育長會議出席のため幸松主事若佐村へ
- 30日 開拓地略農計画地区調査及び大規模開拓基本調査計画書作成のため市川書記網走市へ

五月行事表

- 11日 衛生主任者會議出席のため越智書記遠軽町へ
- 12日 水防事務担当者打合せ出席のため佐藤昇書記北見市へ
- 12日 農家負債対策に関する打合せ出席のため相田課長北見市へ
- 15日 町村會臨時總會出席のため船木町長網走市へ
- 16日 昭和三十一年度失對事業精算事務打合せ出席のため中村主事、佐藤進書記北見市へ
- 17日 昭和三十一年度北海道職員給与実態調査説明會出席のため幸松主事網走市へ
- 18日 遠軽保健所運営協議會出席のため土田助役遠軽町へ
- 19日 町内學校長會議開催 於富武士校
- 21日 遠軽家畜保健衛生所運営協力會總會出席のため相田課長遠軽町へ
- 21日 消防幹部會議開催 於委員室
- 21日 昭和三十一年度国民栄養調査打合せ出席のため中村主事遠軽町へ
- 22日 水産振興對策協議會出席のため大橋書記網走市へ
- 22日 開拓地營農促進打合せ開催、町内各開拓地、市川書記、坂村營農指導員、開拓職員出席
- 23日 北海道特殊氣象地帯振興會議出席のため船木町長札幌市へ
- 23日 昭和三十一年度定期總會及び管内總合開發期成會出席のため西田副議長留辺蘂町へ
- 24日 湧別高等學校道立移管式出席のため土田教育長中湧別へ
- 25日 春季消防演習実施 才一、才二分団
- 25日 紋別測候所開庁式出席のため相田課長紋別市へ
- 25日 昭和三十一年度開拓事業実施打合せ出席のため市川書記網走市へ
- 21日 衛生主任者會議出席のため越智書記遠軽町へ
- 21日 病院長會議出席のため藤岡書記、有川事務長滝の上町へ
- 21日 昭和三十一年度馬の流脂予防注射実地町内一円
- 22日 昭和三十一年度国民栄養調査打合せ出席のため中村主事遠軽町へ
- 22日 水産振興對策協議會出席のため大橋書記網走市へ
- 22日 開拓地營農促進打合せ開催、町内各開拓地、市川書記、坂村營農指導員、開拓職員出席
- 23日 北海道特殊氣象地帯振興會議出席のため船木町長札幌市へ
- 23日 昭和三十一年度定期總會及び管内總合開發期成會出席のため西田副議長留辺蘂町へ
- 24日 湧別高等學校道立移管式出席のため土田教育長中湧別へ
- 25日 春季消防演習実施 才一、才二分団
- 25日 紋別測候所開庁式出席のため相田課長紋別市へ
- 25日 昭和三十一年度開拓事業実施打合せ出席のため市川書記網走市へ

あとがき

今月号は七月執行される参議院議員選挙について主として編輯をしました。参議員選挙は数多い選挙の中でも一番おざりにされる選挙で投票率は常に最低です。今回はこのようになんとかなく認識を深めて従来の汚名をそいいでいただきたいと思ひます。

(M)